

大館市地域包括支援センターかつら 介護予防支援及び 第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)重要事項説明書

利用者に対する介護予防支援及び第1号介護予防支援(以下「介護予防支援という。)」の提供にあたり、事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 地域包括支援センターかつらの概要

(1) 事業所名及び事業所番号

事業所名	大館市地域包括支援センターかつら
所在地	大館市字三ノ丸103番地4
指定番号	0500400130
電話番号	0186-49-2587
事業実施地域	大館地区(東中学校学区を除く)、下川沿地区

(2) 事業所の職員体制

職 種	職務の内容	常勤
管理者兼主任介護支援専門員	事業所の管理・運営全般	1人以上
主任介護支援専門員	介護予防支援に関する業務	1人以上
社会福祉士	介護予防支援に関する業務	1人以上
保健師、看護師	介護予防支援に関する業務	2人以上
事務員	事務全般	1人以上

(3) 窓口開設時間及び休日

窓口相談日、時間	月～土曜日 8時30分～17時30分
休日	日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

2. サービスの内容

- (1) 介護予防支援サービス計画書の作成
- (2) サービス事業者との連絡調整
- (3) 介護認定の申請、変更に対する協力・援助
- (4) 給付管理表の作成、提出
- (5) サービス実施状況の評価
- (6) 利用者の状態の把握・管理
- (7) 相談業務

3. 費用(利用料)

「介護予防支援」のサービスは、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護予防支援費(1カ月)	4,420円
--------------	--------

※新規に指定介護予防支援を行った場合は、3,000円加算されます。

他事業所に委託した場合は介護予防ケア委託連携として、3,000円加算されます。

4. 守秘義務

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。

5. 事故発生時の対応

(1) サービスの提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関などへの連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

(2) ただし、その損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、損害賠償責任を減じさせていただきます。

6. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

7. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

8. 身体拘束に関する事項

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

(2) 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

9. 感染症予防やまん延防止について

事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図るために、委員会の開催又は参加指針の整備、研修の実施、訓練等の実施等に取り組みます。

10. 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

11. サービスの終了

都合によりサービスの利用を終了する場合は、サービスの終了を希望する日の10日前までに、次の連絡先までご連絡ください。

連絡先名称	大館市地域包括支援センターかつら
連絡先	0186-49-2587

